

添付書面の記載例

【株式会社設立登記申請書（取締役会を設置しない会社の発起設立）】

目次（Ctrl キーを押しながらページ数をクリックすると記載例にジャンプします。）

定款の例.....	2
設立時取締役選任及び本店所在場所決議書の例	6
設立時発行株式に関する発起人の同意書の例	7
資本金及び資本準備金に関する発起人の同意書の例	8
設立時代表取締役を選定したことを証する書面の例	9
就任承諾書の例.....	10
払込みを証する書面の例.....	11
調査報告書の例.....	12
別紙財産引継書の例.....	14
資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書の場合	15
委任状の例.....	16

◇◇印鑑の提出について◇◇

オンラインによる登記申請の場合には、印鑑の提出は任意です。

会社の代表者本人による申請で、申請書が書面である場合（通常の書面申請、QRコード（二次元バーコード）付き書面申請）や、代理人による申請で、委任状が書面である場合、それぞれの書面には、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書（オンライン申請の場合には、余白に申請番号又は受付番号を記入してください。）を管轄登記所に持参又は送付する方法で行います。また、印鑑届書には、市町村に登録済みの印鑑を押印し、押印した印鑑につき、市町村長が作成した印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を添付する必要があります（なお、同時に行う登記申請で作成後3か月以内の印鑑証明書を添付書面として登記所に持参又は送付する場合には、別途添付する必要はありません。）。

印鑑届書の記載例

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001328745.pdf>

印鑑届書の様式

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001328747.pdf>

なお、登記申請と印鑑の提出は、オンラインで同時に行うことが可能です。

詳しくは、「オンラインによる印鑑の提出又は廃止の届出について（商業・法人登記）」（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00072.html）をご確認ください。

定款の例

(会社によっては、不要な事項がありますので、会社の実情に合わせて作成してください。)

〇〇商事株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇商事株式会社と称する。

(注) 商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には設立の登記をすることができませんので、定款の認証を受ける前に、そのような会社の有無を必ず確認してください。

調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(注) ローマ字による用語や専門用語等を使用する場合には、それらが一般に市販されている用語辞典に掲載されているなど、広く社会的に認知されているものでないときには、登記申請が受理されない場合もありますので、御留意ください。また、これらの場合には、ローマ字による用語や専門用語の後に括弧書きで当該用語を説明するなど、登記事項証明書を取得した方に理解しやすいものとなるように御留意ください。

事業等を行うことについて官公庁等の許認可、登録、届出等（以下「許認可等」といいます。）が必要な場合や登記事項証明書の提出が必要な場合等には、定款に定める目的に問題がないかどうかを当該官公庁等に事前にお問い合わせください。登記申請が受理された場合であっても、許認可等の関係で問題とされる場合がありますので、御留意ください。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

(注) 定款に定める本店の所在地は最小行政区画まででも構いません。ただし、その場合には、発起人の過半数により、「〇丁目〇番〇号」等住居表示（未実施地域は地番）までの本店の所在場所を決定しなければなりません。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するこ

とを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は2名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 取締役を2名置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第24条 当会社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金〇万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和〇年3月31日までとする。

(発起人)

第27条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

○県○市○町○丁目○番○号 ○ ○ ○ ○

○○株

○県○市○町○丁目○番○号 ○ ○ ○ ○

〇〇株

(注) 発起人の引受株式数の記載が定款にあるときは、会社法第32条第1項第1号の事項に係る発起人の同意書を申請書に添付する必要はありません。この場合、申請書には、「〇〇は定款の記載を援用する。」と記載してください。

(法令の準拠)

第28条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、〇〇商事株式会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

発起人 ○ ○ ○ ○ ⑩

発起人 ○ ○ ○ ○ ⑩

(注) 公証人の認証を受ける必要があります。

(参考) 定款の記載事項

絶対的記載事項 (必ず記載しなければならない事項)

- (1) 目的
- (2) 商号
- (3) 本店の所在地
- (4) 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- (5) 発起人の氏名又は名称及び住所

相対的記載事項 (効力を生じさせようとするには必ず定款に記載しなければならない事項)

(例)

- (1) 現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の種類及び数
- (2) 会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称
- (3) 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称
- (4) 株式会社の負担する設立に関する費用

任意的記載事項 (定款には、会社法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で会社法の規定に違反しないものを記載することができる。)

設立時取締役選任及び本店所在場所決議書の例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

設立時取締役選任及び本店所在場所決議書

令和○年○月○日○○商事株式会社創立事務所において発起人全員出席し（又は議決権の過半数を有する発起人出席し）その全員の一致の決議により次のように設立時取締役及び本店所在場所を次のとおり選任，決定した。

設立時取締役 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○太郎

○県○市○町○丁目○番○号 ○○一郎

本店 ○県○市○町○丁目○番○号

上記決定事項を証するため，発起人の全員（又は出席した発起人）は，次のとおり記名（又は署名）する。

令和○年○月○日

○○商事株式会社

発 起 人 ○○太郎

発 起 人 ○○一郎

(注) 1 発起人の中から選任された被選任者が席上で就任を承諾し，その旨の記載，当該被選任者の住所の記載及び被選任者の記名押印（設立時取締役につき，市町村に登録した印鑑を押します。）が決議書にある場合には，申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。

就任承諾書の添付を省略する場合においても，設立時取締役につき，市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です。設立時監査役を選任した場合には，住民票記載事項証明書等の本人確認証明書を添付することが必要です。

なお，この場合，申請書には，「就任承諾書は，設立時取締役選任決議書の記載を援用する。」等と記載してください。

2 発起人以外から設立時取締役（又は設立時監査役）を選任した場合には，その者につき，別途就任承諾書を添付することが必要です。

設立時発行株式に関する発起人の同意書の例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

同意書

本日発起人全員の同意をもって、会社が設立の際に発行する株式に関する事項を次のように定める。

- 1 発起人〇〇が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
〇〇商事株式会社 普通株式 〇株
株式と引換えに払い込む金額 金〇円
- 1 発起人〇〇が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額
〇〇商事株式会社 普通株式 〇株
株式と引換えに払い込む金額 金〇円

上記事項を証するため、発起人全員記名（又は署名）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

資本金及び資本準備金に関する発起人の同意書の例

同意書

本日発起人全員の同意をもって、資本金の額を次のように定める。

- 1 資本金の額 金〇円
- 1 資本準備金の額 金〇円

上記事項を証するため、発起人全員記名（又は署名）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

発 起 人 〇〇〇〇

設立時代表取締役を選定したことを証する書面の例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

設立時代表取締役選定決議書

令和○年○月○日○○商事株式会社創立事務所において発起人全員出席し（又は過半数の発起人出席し）その全員の一致の決議により次のように設立時代表取締役を選定した。なお、被選定者は即時その就任を承諾した。

設立時代表取締役 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○太郎 (注)

上記設立時代表取締役の選定を証するため、発起人の全員（又は出席した発起人）は、次のとおり記名押印する。

令和○年○月○日

○○商事株式会社

発起人 ○○太郎 印

発起人 ○○一郎 印

- (注) 1 発起人の中から選定された被選定者が席上で就任を承諾し、その旨の記載及び被選定者の記名が決議書にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、設立時代表取締役選任決議書の記載を援用する。」と記載してください。
- 2 発起人以外から設立時代表取締役を選任した場合には、別途就任承諾書を添付することが必要です。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日、貴社の設立時取締役役に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 印

〇〇商事株式会社 御中

(注)

- 1 設立時代表取締役及び設立時監査役についても同様に作成します。
- 2 取締役会を設置しない会社の場合、設立時取締役の就任承諾書には、市町村に登録した印鑑を押す必要があります。
- 3 設立時取締役については市町村長が作成した印鑑証明書、設立時監査役については住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です。

払込みを証する書面の例

証明書

当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

設立時発行株式数 〇〇株
払込みを受けた金額 金〇〇円

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
設立時代表取締役 〇〇〇〇

- (注) 1 預金通帳の写し(口座名義人が判明する部分を含む)を合わせてとじます。預金通帳の写しに代わるものとして、取引明細票、取引履歴照会票、払込金受取書、インターネットバンキング等の取引状況に関する画面をプリントしたものを添付しても構いません。この場合には、当該書面に、払込先金融機関名、口座名義人名、振込日及び振込金額が記載されている必要があります。
- 2 1の書面の写しの入金又は振込に関する部分にマーカー又は下線を付す等して、払い込まれた日、金額が分かるようにしてください。
- 3 口座名義人が発起人でなく設立時代表取締役である場合には、委任状を添付してください。

(会社法第28条各号に規定する変態設立事項がある場合に添付を要します。)

調査報告書の例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

調査報告書

令和〇年〇月〇日〇〇商事株式会社（設立中）の取締役を選任されたので、会社法第46条の規定に基づいて調査をした。その結果は次のとおりである。

調査事項

- 1 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項（会社法第33条第10項第1号及び第2号に該当する事項）
定款に定めた、現物出資をする者は発起人〇〇であり、出資の目的たる財産、その価額並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

(注) 定款に記載された現物出資に係る財産（下記イ及びロ）の価額の総額が500万円以下の場合です。

イ 〇県〇市〇町〇番〇号 宅地 〇〇㎡
定款に記載された価額 金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 〇〇株

ロ 〇〇株式会社普通株式 〇〇株
価額 金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 〇〇株

- ① 上記イについては、時価金〇円と見積もられるべきところ、定款に記載した評価価額はその約4分の3の金〇円であり、これに対し割り当てる設立時発行株式の数は〇〇株であることから、当該定款の定めは正当なものと認める。
- ② 上記ロにつき、当該有価証券の価額は、時価〇円以上であり、当該定款の定める価額は相当であることを認める。

(注) 下記ハの価額について、弁護士等の証明を受けた場合です。

ハ 〇県〇市〇町〇番〇号 宅地 〇〇㎡
定款に記載された価額 金〇〇円
これに対し割り当てる設立時発行株式 普通株式 〇〇株

会社法第33条第10項第3号の規定に基づく弁護士の証明書及び不動産鑑定士の鑑定評価書を受領しており、これを調査した結果、正当であることを認める。

- 2 発起人〇〇の引受けに係る〇株について、令和〇年〇月〇日現物出資の目的たる財産の給付があったことは、別紙財産引継書により認める。
- 3 令和〇年〇月〇日までに払込みが完了していることは株式会社〇〇銀行の払込金受入証明書により認める。
- 4 上記事項以外の設立に関する手続が法令又は定款に違反していないことを認める。
上記のとおり会社法の規定に従い報告する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社
設立時取締役 〇〇〇〇
同 〇〇〇〇

(会社法第28条各号に規定する変態設立事項がある場合に、調査報告書とともに添付を要します。)

別紙財産引継書の例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

財産引継書

現物出資の目的たる財産の表示

(注) 定款及び調査報告書に記載された現物出資に係る財産を記載します。

- イ ○県○市○町○番○号 宅地 ○○m²
定款に記載された価額 金○○円
 - ロ ○○株式会社普通株式 ○○株
価額 金○○円
- 以上の価額の合計 金○○円

以上、私所有の上記財産を現物出資として給付します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
発 起 人 ○○○○

○○商事株式会社 御中

資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書の例

資本金の額の計上に関する証明書 (注1)

- ① 払込みを受けた金銭の額 (会社計算規則第43条第1項第1号)
金〇〇円
- ② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額
(会社計算規則第43条第1項第2号) (注2)
金〇〇円
- ③ ①+②
金〇〇円

資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第43条の規定に従ってされたことに相違ないことを証明する。(注3)

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

- (注) 1 設立に際して出資される財産が金銭のみの場合は、資本金の額の計上に関する証明書の添付は不要です。
- 2 出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合 (会社計算規則第43条第1項第2イ、ロ) には、帳簿価額を記載します。
- 3 株主となる者が払込み又は給付をした財産の額 (③の額) の2分の1を超えない額を資本金として計上しないこととした場合は、その旨を上記証明書に記載するとともに、定款に定めがあるときを除き、その額を決定したことを証する発起人の全員の一致があったことを証する書面の添付が必要です。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 令和○年○月○日発起設立の手續終了した当会社設立登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社
代表取締役 ○○○○ 印 (注2)

- (注) 1 原本還付を請求する場合に記載します。
2 会社を代表すべき者が登記所に提出する印鑑を押します。